

市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び 調整控除の額の確認方法

※参考として鹿児島市の様式

- 就学支援金の所得要件に該当するか、下記1～3のいずれかの証明書でご確認できます。
- 給与所得者のうち、複数の職場から収入がある方、不動産所得など給与所得以外の所得がある方については、1ではなく、3の書類でご確認ください。
- 1～3の通知書又は証明書がお手元になく確認できない場合であっても、マイナンバーで審査をしますので、申請書を提出してください。
- マイナンバーではなく課税証明書等を添付書類として提出する場合、3の書類を添付してください。1又は2の通知書は添付書類として使用できません。
- 3の書類で調整控除の額が確認できない場合は、課税標準額が下表の区分Bに該当する場合に限り、別紙「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」を市町村窓口で発行してもらう必要があります。

区分	課税標準額	課税標準額 ×6%	就学支援金
A	0円 ～509万4千円	0円 ～305,640円	支給対象
B	509万5千円 ～706万9千円	305,700円 ～424,140円	調整控除の額 による
C	707万円以上	424,200円以上	支給対象外

1 【給与所得者】市町村民税・県民税の特別徴収税額決定通知書（勤務先から毎年6月頃配付）

平成 26 年度 給与所得等に係る市県民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号 氏名 指定番号

鹿児島市 住 所 個人番号

あなたの特例徴収税額も右記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第42条の4（第21条の6）の規定により通知します。

（異議申立て）この通知書に記載された事項について不備がある場合は、行政手続審査法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して1年以内は、市県民税に異議申立てをすることができます。

（取扱いの注意）行政手続審査法に基づいてこの通知書による取扱いの取扱いを受ける場合は、地方税法の規定により、異議申立てに対する決定を不服とする行為は認められませんが、異議申立てがあった日から1か月を経過しても決定がないときは、効力が発生するものと見なされ、不服を提起するたが効力があるとき、その効力を認めないことに基づいて決定を不服とする行為は認められません。

なお、仮令の通知書の取扱いは、行政手続審査法の規定により、前記の異議申立てに対する決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内は、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

平成 年 月 日
*住所は記載期日(平成26年1月1日現在)を記載しています。 鹿児島市長 森 博幸

※ 課税標準額を確認します。

※ この通知では調整控除の額は正確には分かりません。
(この欄に他の控除額と合算して表示されているため)

2 【自営業者】市町村民税・県民税の納税通知書（市町村から毎年6月頃送付）

平成 年度（ 年度相当分）市市民税・県民税 納税通知書

税額決定前所得額	円	円	円	円
調整控除額		円		円
住宅借入金等特別控除額		円		円
寄附金控除額		円		円
配当控除額・株式等譲渡所得割額		円		円
所得割額		円		円
均等割額		円		円
年税額		円		円
合計年税額		円		円
給与特別徴収税額		円		円
公的年金特別徴収税額		円		円
差引普通徴収税額		円		円
所得割より控除することができない配当控除又は株式等譲渡所得割額の控除額		円		円

石記のとおり税額を決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8の規定によって通知します。

平成26年 月 日 鹿兒島市長 森 博 幸

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	平成26年6月30日	平成26年9月1日	平成26年10月31日	平成27年2月2日
納付額	円	円	円	円

3 市市民税・県民税決定内訳書

1) 所得等の内訳 (円)

収入	給与収入	公的年金収入	営業等
総合所得			
所得金額			
分離所得			
合計所得金額			
繰上控除			
所得控除合計			

2) 所得控除の内訳 (円)

所得控除	社会保険料控除	生命保険料控除	地震（損害）保険料控除	配偶者控除	基礎控除
所得控除合計					

3) 課税標準額 (円)

課税標準額	総所得
-------	-----

4) 税額の内訳 (円)

調整控除	市市民税	県民税
所得割額		
均等割額		
年税額		
配当還渡割控除不足額		

5) 扶養・本人区分等

扶養区分	本人区分	家族数
同居の親	本人	
同居の兄弟姉妹	本人	
同居の祖父母	本人	
同居の孫	本人	
同居の配偶者	本人	
同居のその他	本人	
非同居の親	本人	
非同居の兄弟姉妹	本人	
非同居の祖父母	本人	
非同居の孫	本人	
非同居の配偶者	本人	
非同居のその他	本人	

※ 課税標準額を確認します。

※ 市町村民税の調整控除の額を確認します。

3 【共通】課税額証明書（市町村役場で発行（有料））

令和 年度（令和 年分）市市民税・県民税 所得額・課税額証明書

賦課期日住所

賦課期日氏名

生年月日

所得等の内訳	所得金額(円)	所得等の内訳	所得金額(円)	所得控除の内訳	所得控除額(円)	扶養・本人区分等	税額控除額(円)		
							区分	市市民税	県民税
給与収入()				雑 損 費		同一生計配偶者	調整控除		
公的年金等収入()				社会保険料		(内同居) (人)	税額課税額		
以下余白				小規模企業		扶 老 人 (人)	配当控除		
				生命保険料		美 特 定 (人)	住宅借入金等特別控除		
				地震保険料		其 他 (人)	寄附金控除		
				寄附金		16歳未満 (人)	外国税額控除		
				配偶者		(内同居) (人)			
				配偶者特別		障害者 (人)			
				扶 養 基 礎		その他障害者 (人)			
						本 人			
				所得控除合計(円)					
				課税標準額(総合分)(円)					
				課税標準額(分単位)(円)					

※ 市町村民税の調整控除の額を確認します。

※ 課税標準額を確認します。

(注意) 所得割及び年税額の()内に金額の記載があるときは、住宅借入金等特別控除額等を控除する前の金額です。

納要額

(注意) 証明しない項目には*印が表示してあります。

市税証 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

鹿兒島市長

吉野 務 録
市税証明専用
長島 鹿 印 市 見